

政令第三十九号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一号中「一万四千九百円」を「一万四千百円」に改め、同条第二号中「一万七百元」を「一万円」に改め、同条第三号中「九千六百元」を「八千八百元」に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。